

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解

	①	②	③
記号	リ	イ	ニ

- I 「遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた『子のある（① 配偶者）』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、（② 20）歳未満で障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します」
- II 「子のある（① 配偶者）の遺族基礎年金の額（平成30年度価額）は、『779,300円＋子の加算』の式により算出され、子の加算は第1子・第2子までは1人につき（③ 224,300）円、第3子以降は1人につき74,800円となります。したがって、仮に、Aさんが現時点（平成31年1月27日）で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は、年額□□円となります」

<解説>

- ① 遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、死亡した者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』と『子』に限られている。
- ② 『子』とは、次の者に限る。
- ・18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子
 - ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
- ③ 遺族基礎年金は、「779,300円＋子の加算」にて算出を行う。

○遺族基礎年金の年金額（平成30年度）：配偶者と子の場合に支給される年金額

子の数	基本の年金額	加算額	合 計
1人のとき	779,300円	224,300円	1,003,600円
2人のとき	779,300円	224,300円	1,227,900円
3人以上	779,300円	2人の金額に、1人につき74,800円を加算する	

問2 正解 ① 300 (月) ② 482,588 (円) ③ 65 (歳)

- I 「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の額は、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が(① 300)月に満たないときは、(① 300)月とみなして年金額が計算されます。仮に、Aさんが現時点(平成31年1月27日)で死亡した場合、《設例》の<Aさんとその家族に関する資料>および下記<資料>の計算式により、妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の額は、年額(② 482,588)円となります」
- II 「二男Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが(③ 65)歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」

<解説>

- ① 遺族厚生年金では、被保険者期間が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算を行う。

- ② <資料>より

遺族厚生年金の年金額(本来水準の額)

$$= (\textcircled{a}119,700\text{円} + \textcircled{b}414,363.6\text{円}) \times \frac{300\text{月}}{60\text{月} + 189\text{月}} \times \frac{3}{4} = 482,587.5904 \div 482,588\text{円}$$

- ① 平成15年3月以前の期間分

$$280,000\text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times 60\text{月} = 119,700\text{円}$$

- ② 平成15年4月以後の期間分

$$400,000\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times 189\text{月} = 414,363.6\text{円}$$

遺族厚生年金額は、老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額の4分の3を受給することができる。Aさんの場合、年金保険料の納付期間は60月+189月=249月になる。老齢厚生年金の報酬比例部分の額は、平成15年3月以前の期間分と平成15年4月以後の期間分をそれぞれ計算した額に、 $\frac{300\text{月}}{60\text{月} + 189\text{月}}$ を掛けて、300月分支払われるよう調整を行う。

参考：249月×X=300月

X=とするために両辺を249月で除す

$$\frac{249\text{月} \times X}{249\text{月}} = \frac{300\text{月}}{249\text{月}}$$

$$X = \frac{300\text{月}}{249\text{月}} \quad \frac{300\text{月}}{249\text{月}} \text{を年金額に掛けることで、300月分の年金額となる。}$$

- ③ 夫の死亡当時40歳以上で子のない妻(夫の死亡後40歳に達した当時、子がいた妻も含む)が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が加算される。なお、妻が65歳になると自分の老齢基礎年金を受け取れるため、中高齢寡婦加算は終了する。

問3 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① 障害等級1級に該当する場合の障害基礎年金の額（平成30年度価額）は、障害等級2級に該当する場合の障害基礎年金の額779,300円の1.25倍となる。

○障害基礎年金

障害等級1級	$779,300円 \times 1.25 + \text{子の加算}$
障害等級2級	$779,300円 + \text{子の加算}$

- ② 障害等級1級または2級に該当する場合、障害厚生年金には配偶者の加給年金額が加算される。

○障害厚生年金

障害等級1級	報酬比例の年金額 $\times 1.25 + \text{配偶者の加給年金額}$
障害等級2級	報酬比例の年金額 $+ \text{配偶者の加給年金額}$
障害等級3級	報酬比例の年金額

- ③ 介護保険の第2号被保険者における年齢要件は、40歳以上65歳未満である。

【第2問】

問4 正解

	①	②	③	④
記号	ハ	ホ	ト	ヌ

- I 「X投資信託は、東証株価指数（T O P I X）と連動する投資成果を目指して運用されるインデックス型の投資信託です。東証株価指数（T O P I X）は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式の（① 全）銘柄を対象とする株価指数であり、時価総額の（② 大きい）銘柄の値動きの影響を受けやすいという特徴があります」
- II 「X投資信託は購入時手数料を徴収しないノーロード型の投資信託ですが、Y投資信託は3.24%（税込）の購入時手数料が必要です。運用管理費用（信託報酬）は、投資信託を保有している期間、投資家が（③ 間接的に）負担する費用です。アクティブ運用を行う投資信託は、一般に、運用管理費用（信託報酬）がインデックス型の投資信託に比べて高いという特徴があります。信託財産留保額は、通常、投資信託を（④ 換金）する際に控除される費用であり、その額は信託財産に留保されます」

<解説>

- ① 東証株価指数（T O P I X）は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式の全銘柄を対象として算出する株価指数をいう。なお、日経平均株価は東証1部上場銘柄のうち、代表的な225銘柄をもとに算出する株価指数をいう。
- ② 東証株価指数（T O P I X）は、各企業の時価総額から算出されるため、時価総額の大きな銘柄（大型株）の値動きの影響を受けやすいという特徴がある。
- ③ 運用管理費用（信託報酬）は、運用にかかる費用、運用報告書の作成費や発送費、資産の保管のための費用などをまかなうもので、投資家が間接的に負担する。
- ④ 信託財産留保額は、通常、信託期間の途中で投資信託を換金する際に控除される費用をいう。

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① × 不適切。ドルコスト平均法は、価格が変動する商品を定期的に一定金額ずつ購入することをいう。一定口数ではない。
- ② × 不適切。つみたてN I S Aにおける年間の非課税投資枠は40万円である。
- ③ ○ 適切。つみたてN I S Aと一般N I S Aは、同一年中において、併用して新規投資等に利用することができない。

問6 正解 ① 200 (円) ② 15.315 (%) ③ 24,378 (円)

〈計算の手順〉

1. 譲渡所得の金額

$$\{11,000\text{円} - (10,000\text{円} - (\text{① } 200)\text{円})\} \times (100\text{万口} \div 1\text{万口}) = 120,000\text{円}$$

2. 所得税および復興特別所得税の合計額

$$120,000\text{円} \times (\text{② } 15.315)\% = 18,378\text{円}$$

3. 住民税額

$$120,000 \times 5\% = 6,000\text{円}$$

4. 所得税、復興特別所得税および住民税の合計額

$$18,378\text{円} + 6,000\text{円} = (\text{③ } 24,378)\text{円}$$

＜解説＞

① 投資信託の換金時には、個別元本を用いて算出する。個別元本は、購入時の基準価額から元本払戻金（特別分配金）を控除したあとの金額となる。

② 投資信託にかかる所得税率は15%となる。復興特別所得税は所得税額の2.1%として算出する。

$$15\% \times (1 + 2.1\%) = 15.315\%$$

③ 所得税、復興特別所得税および住民税の合計、20.315%が公募株式投資信託の譲渡益に対して課される。

$$\text{所得税および復興特別所得税の合計額} : 120,000\text{円} \times 15.315\% = 18,378\text{円}$$

$$\text{住民税額} : 120,000 \times 5\% = 6,000\text{円}$$

$$\text{所得税、復興特別所得税および住民税の合計額} : 18,378\text{円} + 6,000\text{円} = 24,378\text{円}$$

【第3問】

問7 正解

	①	②	③
記号	イ	ヌ	ヘ

「平成30年中に住宅ローンを利用して自己の居住用住宅の取得等をした場合、所定の要件を満たせば、住宅ローンの年末残高に所定の割合（控除率）を乗じて得た金額を、居住の用に供した年分以後（① 10）年間、各年分の所得税額から控除することができます。住宅ローンの年末残高には限度額が設けられていますが、住宅の取得等が特定取得に該当し、当該住宅が認定長期優良住宅および認定低炭素住宅に該当しない場合の年末残高の限度額は（② 4,000）万円となります。なお、本控除の適用を受けるための要件には、『取得した住宅の床面積は（③ 50）㎡以上であること』『住宅ローンの返済期間が（① 10）年以上であること』などが挙げられます」

<解説>

- ① 住宅借入金等特別控除を適用できる期間は、居住の用に供した年分以後10年間にわたって、各年分の所得税額から控除することができる。
- ② 認定長期優良住宅および認定低炭素住宅に該当しない場合の年末残高の限度額は4,000万円である。なお、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅に該当する場合における年末残高の限度額は、5,000万円となっている。
- ③ 住宅借入金等特別控除を適用できる要件は、新築または取得をした住宅の床面積が50㎡以上となっている。

問8 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	○

<解説>

- ① ○ 適切。Aさんの場合、父親からの資金援助は500万円である。直系尊属から住宅取得等資金の贈与は700万円まで非課税となっているため、Aさんに贈与税は課されない。
- ② ○ 適切。住宅借入金等特別控除の適用を受ける初年度は、一定の書類を添付して住所を所轄する税務署長に確定申告書を提出する必要があるが、翌年度からは年末調整にてその適用を受けることができる。
- ③ ○ 適切。記述のとおり

問9 正解 ① 9,300,000 (円) ② 260,000 (円) ③ 380,000 (円)
④ 215,000 (円)

(a) 総所得金額	(① 9,300,000) 円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
配偶者控除	(② 260,000) 円
扶養控除	(③ 380,000) 円
基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額	3,000,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	6,300,000円
(d) 算出税額 (c に対する所得税額)	832,500円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)	(④ 215,000) 円
(f) 差引所得税額	□□□円
(g) 復興特別所得税額	□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税額	□□□円

<解説>

- ① 給与収入 11,500,000円
給与所得控除額 2,200,000円
給与所得の金額 11,500,000円 - 2,200,000円 = 9,300,000円
- ② Aさんの合計所得金額は930万円であり、妻Bさんの合計所得金額が38万円以下であるため、控除対象配偶者となる。配偶者控除の額は、居住者の合計所得金額900～950万円の欄を見ると、一般の控除対象配偶者は26万円であることがわかる。
- ③ 控除対象になる扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいう。長男Cさんは16歳であり、控除対象扶養親族に該当する。なお、長女Dさんは、16歳未満のため控除対象扶養親族に該当しない。
- ④ 住宅借入金等特別控除は、年末における借入金残高の1%で算出する。
平成30年12月末の借入金残高は、21,500,000円
21,500,000円 × 1% = 215,000円

【第4問】

問10 正解 ① 100 (%) ② 880 (m²) ③ 3,600 (m²)

〈計算の手順〉

1. 建蔽率の上限となる建築面積

(1) 甲土地（第一種住居地域）の部分

$$400\text{m}^2 \times (60\% + 10\%) = (\text{㉞ } 280) \text{ m}^2$$

(2) 乙土地（近隣商業地域）の部分

$$600\text{m}^2 \times (\text{① } 100) \% = (\text{㉟ } 600) \text{ m}^2$$

(3) 建蔽率の上限となる建築面積

$$\text{㉞} + \text{㉟} = (\text{② } 880) \text{ m}^2$$

2. 容積率の上限となる延べ面積

(1) 甲土地（第一種住居地域）の部分

$$\text{延べ面積の限度} : 400\text{m}^2 \times 300\% = (\text{㉡ } 1,200) \text{ m}^2$$

(2) 乙土地（近隣商業地域）の部分

$$\text{延べ面積の限度} : 600\text{m}^2 \times 400\% = (\text{㉢ } 2,400) \text{ m}^2$$

(3) 容積率の上限となる延べ面積

$$\text{㉡} + \text{㉢} = (\text{③ } 3,600) \text{ m}^2$$

＜解説＞

① 建蔽率が80%とされる地域において、防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率による制限は適用されない。乙土地の建蔽率は100%になる。

② 甲土地と乙土地は一体利用を行う。防火地域と準防火地域にわたる敷地に建築物を建築する場合、厳しい地域（防火地域）の規定を全体に適用する。防火地域に耐火建築物を建築する場合には、建蔽率が10%緩和される。甲土地の建蔽率は指定建蔽率60%に防火地域の緩和である10%がプラスされる。

甲土地（第一種住居地域）の部分

$$400\text{m}^2 \times (60\% + 10\%) = (\text{㉞ } 280) \text{ m}^2$$

乙土地（近隣商業地域）の部分

$$600\text{m}^2 \times (\text{① } 100) \% = (\text{㉟ } 600) \text{ m}^2$$

建蔽率の上限となる建築面積

$$\text{㉞} 280\text{m}^2 + \text{㉟} 600\text{m}^2 = (\text{② } 880) \text{ m}^2$$

③ 容積率の上限となる延べ面積

甲土地と乙土地は一体利用を行うため、道路は6mの私道と16mの県道の2本がある。容積率を算出する際の道路は広い方を用いる。県道は12m以上あるため、指定容積率を用いて算出する。

甲土地（第一種住居地域）の部分

$$\text{延べ面積の限度} : 400\text{m}^2 \times 300\% = (\text{㉡ } 1,200) \text{ m}^2$$

乙土地（近隣商業地域）の部分

$$\text{延べ面積の限度} : 600\text{m}^2 \times 400\% = (\text{㉢ } 2,400) \text{ m}^2$$

容積率の上限となる延べ面積

$$\text{㉡} 1,200\text{m}^2 + \text{㉢} 2,400\text{m}^2 = (\text{③ } 3,600) \text{ m}^2$$

問11 正解

	①	②	③	③
記号	ハ	リ	ホ	ル

- I 「Aさんが居住用財産を譲渡した場合に、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の適用を受けるためには、家屋に自己が居住しなくなった日から（① 3）年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること等の要件を満たす必要があります」
- II 「Aさんが居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けた場合、課税長期譲渡所得金額が（② 6,000万）円以下の部分について軽減税率が適用されます。本特例の適用を受けるためには、譲渡した年の1月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が（③ 10）年を超えていなければなりません。なお、本特例と居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除は併用して適用を受けることができます」
- III 「Aさんが自宅を譲渡し、マンションを購入した場合、譲渡した年の1月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が（③ 10）年を超えていること、譲渡価額が（④ 1億）円以下であること等の要件を満たせば、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができます」

<解説>

- ① 以前に住んでいた家屋や敷地等において居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の適用を受けるためには、自己が居住しなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡することが要件となっている。
- ② 居住用財産の長期譲渡所得の課税の特例は、課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の部分について軽減税率が適用される。
- ③ 居住用財産の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けるためには、譲渡した年の1月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が10年を超えていなければならない。
- ④ 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用される譲渡価額の上限は、1億円となっている。

問12 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① ○ 適切。等価交換方式とは、土地所有者の土地に事業者が建物の建設費を負担してマンション等を建設する共同建設方式をいう。完成した建物は、それぞれの出資割合に応じて区分所有権を取得する。土地の有効活用における等価交換方式は、土地の所有者に金銭的な負担がないというメリットがあるが、所有する土地の一部または全部を手放すことになるというデメリットがある。
- ② ○ 適切。建設協力金方式は土地所有者が事業会社から建設資金を借り受け、事業者の要望に沿った店舗等を建設することで、土地所有者はその建物を事業主に賃貸する方法をいう。
- ③ × 不適切。事業用定期借地権方式では、賃貸借期間満了後は更地で返還することとなっており、残存建物を買収する必要はない。

【第5問】

問13 正解 ① 88（万円） ② 1,500（万円） ③ 30（歳）

- I 「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税制度による贈与、相続時精算課税制度による贈与、教育資金や結婚・子育て資金の非課税制度を活用した贈与などが考えられます。仮に、長女Cさんが暦年課税（各種非課税制度の適用はない）により、平成31年中にAさんから現金700万円の贈与を受けた場合、贈与税額は（① 88）万円となります」
- II 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用を受けた場合、受贈者1人につき（② 1,500）万円までは贈与税が非課税となります。非課税抛出額の限度額は、受贈者ごとに（② 1,500）万円となりますが、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」
- III 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用後、受贈者であるAさんのお孫さんが（③ 30）歳に達すると教育資金管理契約は終了します。そのとき、当該贈与財産から教育資金に充当した金額を控除した残額がある場合、当該残額はその年分の贈与税の課税価格に算入されるため、贈与税の申告義務が発生した場合は、その申告をする必要があります」

<解説>

- ① 贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間における贈与財産の合計額から基礎控除額110万円を差し引き、その残額に対して贈与税の税率を乗じて税額を算出する。贈与税の税率は、一般贈与財産と特例贈与財産に区分されており、父親であるAさんから長女Cさんへの贈与は、特例贈与財産となる。特例贈与財産とは、直系尊属から、その年の1月1日において20歳以上の者への贈与をいう。

$$700\text{万円} - 110\text{万円} = 590\text{万円}$$

$$590\text{万円} \times 20\% - 30\text{万円} = 88\text{万円}$$

- ② 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用を受けた場合、受贈者1人につき1,500万円までの贈与税が非課税となる。
- ③ 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度は、30歳未満の受贈者に適用される。そのため、受贈者が30歳に達すると教育資金管理契約は終了する。

問14 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① × 不適切。相続時精算課税制度における非課税の累計額は、2,500万円である。
- ② ○ 適切。相続時精算課税制度には年齢要件が設けられている。満60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫に対して財産を贈与した場合において選択することができる。
- ③ ○ 適切。相続時精算課税制度を選択した場合は相続時まで適用され、途中で取りやめることができない。長女Cさんは、Aさんからの贈与について、暦年課税を選択することはできない。

問15 正解

	①	②	③
記号	リ	へ	ロ

- I 「Aさんの相続が現時点（平成31年1月27日）で開始した場合、Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は（① 4,200）万円となります。課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を上回りますが、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例や配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けることで相続税額を軽減することができます」
- II 「妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続した場合、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。その場合、自宅の敷地（相続税評価額6,000万円）について、課税価格に算入すべき価額を（② 2,040）万円とすることができます」
- III 「生命保険に加入していないのであれば、契約者（＝保険料負担者）および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を相続人とする終身保険に加入されることをお勧めします。終身保険に加入後、Aさんの相続が開始した場合、相続人が受け取る死亡保険金は（③ 1,000）万円を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます」

<解説>

- ① 法定相続人の数は、妻Bさん、長女Cさん2人。
遺産に係る基礎控除額：3,000万円＋600万円×2人＝4,200万円
- ② 自宅の敷地は妻Bさんが取得するため特定居住用宅地に該当し、330㎡まで減額割合は80%となる。自宅の敷地は400㎡であり、敷地のすべてに80%の減額割合を適用することはできない。
400㎡のうち330㎡までが減額される
減額される価額

$$6,000\text{万円} \times \frac{330\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 3,960\text{万円}$$
 課税価格に算入すべき価額

$$6,000\text{万円} - 3,960\text{万円} = 2,040\text{万円}$$
- ③ 死亡保険金の非課税金額の規定は、「500万円×法定相続人の数＝非課税限度額」の算式によって計算し、その超える部分が相続税の対象になる。法定相続人の数は、妻Bさん、長女Cさん2人。

$$500\text{万円} \times 2\text{人} = 1,000\text{万円}$$

©T A C 2019

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。

一般社団法人金融財政事情研究会 ファイナンシャル・プランニング技能検定
2級実技試験（個人資産相談業務） 平成29年10月許諾番号1710K000002